

## 【中国】四川大地震後の復興再建に関する条例

\* 2008年5月12日に発生した四川省汶川県を震源とする大地震は甚大な被害をもたらした。被災地では復興再建への取り組みが開始され、6月8日、「汶川地震災害復興再建条例」(国务院制定)が公布(即日施行)された。復興再建期間は8年間が想定されており、前半の3年間で被災民の生活と公共施設及び基礎的インフラを震災前の水準までに整備する予定である。

-----

同条例は、全9章、80条から構成される(注1)。以下、第8章法律責任(第73条～第78条)及び附則(第79条～第80条)を除く各章についてその概要を紹介する。

### 総則 第1章(第1条～第6条)

復興再建の原則は、①被災地区の努力(自力更生、生産自救)と国や国内各省からの支援、②政府主導と広く社会一般の参画、③現在地での又は新たな場所での復興再建、④質と効率性、⑤当面の課題と長期的展望、⑥経済・社会の発展と生態環境資源の保護、をそれぞれ調和させることである。①の国内各省からの支援については、北京市が什邡市、上海市が都江堰市、広東省が汶川市を支援するなど、合計20組の1対1形式の支援が既に実施されている。

### 過渡的避難措置 第2章(第7条～第19条)

被災者の避難場所は、交通の便がよく、生産活動及び生活に適した二次災害の恐れがない場所とし、農用地、自然保護区及び飲用水水源保護区についてはできるだけ避ける。避難場所が確保された場合には、避難用住居としてテント、防水シートを利用するほか、簡易・仮設住宅を用意する。避難場所の確保が困難な場合には、学校の運動場又は安全性が確認された体育館等を利用する。避難用住居については、国外からの援助のほか、国内製造メーカーがフル操業中である。避難場所では飲用水の水質、食品衛生及び疫病の発生に注意するとともに、環境保護基準を満たす消毒剤、洗浄剤を使用する。このほか、治安確保、農業用施設の修復、農作物の播種・収穫の確保、被災民に対する心理的ケアの実施等が規定されている。

### 災害状況の調査及び評価・算定 第3章(第20条～第24条)

復興再建活動の基礎データとして、死傷者数、支援・救助が必要な障害を負った者・身寄りをなくした老人・孤児(「3孤」と言われる)の状況、被災家屋数と提供すべき避難用住居数、インフラ施設、工業・企業・農業や流通施設及び農用地の被害状況と修復すべき数量等が収集対象となる。また、環境汚染や生態への被害、自然・歴史文化遺産等の被害、地質・地形・水流等の変化も調査される。水利、道路、電力等のインフラ、学校等の公共施設等については、工事の質及び耐震性を調査するため、関連

資料と標本を保存するとともに、被害発生メカニズムの調査も行われる。

#### 復興再建計画 第4章(第25条～第33条)

国务院の発展改革部門が他の関係各部門及び被災地の省政府と協力して復興再建計画を策定し、被災地政府は省政府の指示を受けて当該行政区域内の復興再建計画を策定する。総合計画のほか、農村を含む区域毎の計画、住居、インフラ、公共施設、生産力配置・産業調整計画、防災計画、土地利用計画等の分野別計画を策定する。まず被災者の基本的な生活及び公共施設関連の復興が最優先される。環境、生態系・自然資源の保護にも配慮する。計画策定に当たっては、専門家、被災地区民の意見にも十分考慮することが求められている。

#### 復興再建の実施 第5章(第34条～第52条)

復興再建計画の実施に当たるのは被災地政府である。実施に当たっては発展改革担当部門の全体調整のもと各部門がそれぞれの職責に従って協力する。代表的な被災区には地震遺跡博物館が設けられる。被災地に残された有毒・有害な廃棄物・化学薬品等の処理は関連規定に従うこと、遺体処理については少数民族の伝統・習慣を尊重すること、家畜・動物の死体については無害化処理を行うことが規定される。インフラ、公共施設や土地利用については統一的な計画及び土地利用全体計画に基づくこと、被災建物の強化措置及び学校等の公共施設の新規建設については当該地の耐震条件を上回る基準とし厳格な施行検査を実施すること等が要求されている。建設資材等の調達には「政府調達法」(2003年1月施行)に従って行われる。

#### 資金調達及び政策的支援 第6章(第53条～第64条)

復興基金・物資は、政府・国内各省からの支援、市場機能を利用するほか、広く社会からの義捐金・物資によって調達する。被災地に対する税収面での優遇措置、建設及び農業、工業生産関連資金については財政補助を行う。被災者に対しては生活手当てを支給するほかその雇用についても優遇すること、孤児となった又は親が労働力を喪失した児童・学生は優先的に国の援助対象とすることなどが規定される。

なお、「3孤」については、6月3日に民生部と四川省政府から「汶川大地震による四川省の“3孤”の救済処置に関する意見」(注2)が発布された。

#### 監督管理 第7章(第65条～第72条)

被災地政府は復興基金・物資の提供元、額・数量、配分・使用状況を、監査部門は監査結果を定期的に公表する。違法行為の処理結果も公表しなければならない。

注(インターネット情報はすべて2008年6月17日現在である。)

(1)原文は<[http://www.gov.cn/zwgk/2008-06/09/content\\_1010710.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2008-06/09/content_1010710.htm)>

(2)原文は<<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/fvfg/shflhshsw/200806/20080600016005.shtml>>

(富窪 高志・海外立法情報調査室)